

協議第 1 号

幕別町・更別村・忠類村任意合併協議会における協議の進め方について

1 任意合併協議会の位置付け

- (1) 一般的に、任意合併協議会と法定合併協議会には、その役割や位置付けについて明確な区分はないが、3町村をとりまく現状や時間的制約などを考慮し、可能な限り協議を進めその位置付けや役割を明確にすることが必要と考えられる。
- (2) 任意合併協議会においては、合併に関する検証及び協議すべき各種事項の方向性を協議し、その協議了解事項は法定合併協議会において尊重され、引き継がれるべきものであると考えられる。

2 協議の進め方について

上記の観点から、任意合併協議会においては、次の事項に留意して協議を進めるものとする。

- (1) 住民に法定合併協議会へ移行することの是非を判断するための情報及び検討資料等を提供することに努めるものとする。
- (2) 住民生活に特にかかわりのある身近な項目を選定し、それらの比較検討資料の提供や障壁となる問題点の洗い出し及び項目の統一に伴う様々な選択肢、法的根拠などをわかりやすく解説した資料を作成するよう努めるものとする。
- (3) 可能な限りの財政シミュレーションの作成と現段階で想定される合併後の新しい町の姿を示すよう努めるものとする。